

平成29年 7月 3日

桑名市議会議長

伊藤 真人 様

提出者	桑名市議会議員	市野善隆
	同	飯田一美
	同	佐藤肇

議案第93号 桑名市民会館条例の制定についてに対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び桑名市議会会議規則第16条の規定により提出します。

議案第93号 桑名市民会館条例の制定についてに対する修正案

桑名市民会館条例の一部を次のように修正する。

附則第2項に次のただし書を加える。

ただし、この条例の公布の際現に会館の仮予約申請及び予約をしている者に係る使用料については、改正前の別表第1の規定を適用する。

参 考

(修正のあらまし)

条例の公布の日前に会館の仮予約申請及び予約をしている者の使用料を改正前の使用料とするため、桑名市民会館条例について、所要の修正を行うものであります。

関係条文対照表

修 正 前	修 正 後
<p>(附則)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成30年4月1日以後に会館を使用する場合の使用料について適用し、同日前に会館を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。 _____ _____ _____</p> <p>3 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成30年4月1日以後に飲食施設を使用する場合の使用料について適用し、同日前に飲食施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>ただし、この条例の公布の際現に会館の仮予約申請及び予約をしている者に係る使用料については、改正前の別表第1の規定を適用する。</u></p>